

北本市性の多様性尊重推進者認証要綱

(目的)

第1条 この告示は、性の多様性の尊重を推進する事業者又は事業所を北本市性の多様性尊重推進者（以下「推進者」という。）として認証し、広報その他必要な情報の提供等を通してその活動を支援するとともに、取組事例を広く紹介することにより、性の多様性の尊重を推進する気運の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的指向 自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。
- (2) 性自認 自己の性別についての認識をいう。
- (3) 性の多様性 性的指向及び性自認の多様性をいう。

(推進者の役割)

第3条 推進者は、性の多様性の尊重に関する取組を推進し、及び継続するとともに、当該取組の充実に努めなければならない。

(認証の対象者)

第4条 認証の対象となるものは、市内に事業所を有し、現に事業等を行っている法人その他の団体（法人格を有しない団体にあつては、定款等に性の多様性の尊重の推進を事業等の目的として位置付けている場合に限る。）であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市と協働し、性の多様性の尊重に関する取組を行っていること。
- (2) 相手方に役務等を提供又は応対する際に、性の多様性を配慮する取組を行っていること。
- (3) あらゆる性的指向及び性自認の人が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を行っていること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、性の多様性の尊重に関する取組を行っていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、

対象者とししないものとする。

- (1) 過去3年以内に、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしたもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、過去3年以内に事業等に関して法令に違反したことにより行政処分を受けたもの
- (3) 市税を滞納しているもの
- (4) 北本市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員が役員となっている事業者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認証することが社会通念上適切でないと思われるもの

（認証の申請）

第5条 認証を受けようとする事業者又は事業所は、認証を希望する日の1月前までに、事業者又は事業所の概要及び取組内容の詳細が分かる資料を添えて、北本市性の多様性尊重推進者認証申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

（認証の単位）

第6条 認証の単位は、事業者又は事業所とする。

（認証の決定）

第7条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、内容を審査し、速やかに認証の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により認証をしたときは、当該申請をした者に対し北本市性の多様性尊重推進者認証書（様式第2号）を交付するとともに、その旨を北本市公式ホームページにおいて公表するものとし、認証をしないものとしたときは、当該申請をした者に北本市性の多様性尊重推進者不認証決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、認証をした日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(認証に係る変更の届出)

第9条 推進者は、次に掲げる事項に変更があった場合は、北本市性の多様性尊重推進者変更届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 事業者又は事業所の名称
- (2) 代表者の職名及び氏名
- (3) 事業者又は事業所の所在地

(認証に係る辞退の届出)

第10条 推進者は、第4条に規定する認証要件を満たさなくなった場合又は事業等の継続ができなくなった場合は、第7条第2項の規定により交付された北本市性の多様性尊重推進者認証書を添えて、北本市性の多様性尊重推進者辞退届出書(様式第5号)により速やかに市長に届け出なければならない。

(調査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、推進者に対し、必要な調査を行い、又は関係書類の提出を求めることができる。

(認証の決定の取消し)

第12条 市長は、推進者が第4条に規定する認証要件に適合しなくなったときは、その認証を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認証を取り消したときは、北本市性の多様性尊重推進者認証取消通知書(様式第6号)により推進者に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた者は、第7条第2項の規定により交付された北本市性の多様性尊重推進者認証書を速やかに市長に返納しなければならない。

(周知啓発)

第13条 市長は、推進者の名称、取組内容その他必要な事項について情報を発信し、市民及び市内事業者等に対する周知啓発活動に努める

ものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

(表)

北本市性の多様性尊重推進者認証申請書

年 月 日

(宛先) 北本市長

申請者 事業者又は事業所の名称
代表者の職名及び氏名

北本市性の多様性尊重推進者認証要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請
します。

所在地	〒 ー
事業内容	
設立年月	年 月 日
構成員数	人
ホームページ アドレス	
認証希望 年 月 日	年 月 日
認証要件 (該当す る番号に ○を記入)	1 市と協働した性の多様性の尊重の推進に関する取組 2 相手方に役務等を提供又は応対する際に、性の多様性を配 慮する取組 3 あらゆる性的指向及び性自認の人が働きやすい職場環境づ くりに向けた取組 4 1 から 3 までのほか、性の多様性の尊重に関する取組

(裏)

具 体 的 取 組 内 容		
欠格事由の 非該当確認 (該当する 番号に○を 記入)	<ol style="list-style-type: none">1 過去3年以内に、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）その他の労働に関する法令について不正又は著しく不当な行為をしていません。2 上記1のほか、過去3年以内に事業等に関して法令に違反したことによる行政処分を受けていません。3 市税を滞納していません。4 北本市暴力団排除条例（平成24年条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員が役員となっている事業者又は同条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する事業者ではありません。	
連 絡 先	担 当 部 署 名	
	電 話 番 号	
	F A X 番 号	
	Eメールアドレス	

備考 事業者又は事業所の概要及び取組内容の詳細が分かる資料を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

北本市性の多様性尊重推進者認証書

様

北本市性の多様性尊重推進者認証要綱第7条第2項の規定により、北本市性の多様性尊重推進者として認証します。

事業者名

所在地

認証番号 第 号

認証年月日 年 月 日

認証有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

北本市長

印

様式第3号（第7条関係）

北本市性の多様性尊重推進者不認証決定通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けで申請のあった北本市性の多様性尊重推進者の
認証について、次のとおり決定したので、北本市性の多様性尊重推進者認証
要綱第7条第2項の規定により通知します。

認証の可否	不認証
不認証の理由	

様式第4号（第9条関係）

北本市性の多様性尊重推進者変更届出書

年 月 日

（宛先）北本市長

届出者 事業者又は事業所の名称
代表者の職名及び氏名

認証を受けた事項に変更が生じたため、北本市性の多様性尊重推進者認証要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

認証番号	第 号	
変更内容	変更前	変更後

様式第5号（第10条関係）

北本市性の多様性尊重推進者辞退届出書

年 月 日

（宛先）北本市長

届出者 事業者又は事業者の名称
代表者の職名及び氏名

認証を辞退したいので、北本市性の多様性尊重推進者認証要綱第10条の規定により、次のとおり届け出ます。

認証番号	第 号
辞退理由	

備考 北本市性の多様性尊重推進者認証書を添付すること。

様式第6号（第12条関係）

北本市性の多様性尊重推進者認証取消通知書

第 号
年 月 日

様

北本市長



年 月 日付けで決定をした北本市性の多様性尊重推進者の認証について、次のとおり取り消したので、北本市性の多様性尊重推進者認証要綱第12条第2項の規定により通知します。

取消理由	
------	--